

令和6年度 第2回  
富士市都市計画審議会会議録

令和7年1月30日（木）  
富士市庁舎10階 全員協議会室

## 1 開催日時

令和7年1月30日（木）午後2時から4時まで

## 2 会場

富士市庁舎10階 全員協議会室

## 3 出席委員13人

- (1) 第1号委員 浅見 祐司、長橋 房良、島田 肇、小林 武司、大山 勲
- (2) 第2号委員 高橋 正典、太田 康彦、鈴木 幸司、藤田 哲哉、関 明美
- (3) 第3号委員 平井 一彰、諸田 僚、（代理）望月 滝貴

## 4 欠席委員1人

- (1) 第1号委員 亀井 暁子

## 5 説明部署、事務局等の職員

### (1) 都市整備部

部長 鈴木 潤一

### (2) 都市計画課

課長 野毛 史隆、調整主幹 加藤 雅義 主幹 小泉 達也、大野 和也  
担当 佐野 晴敏、菊池 将平

### (3) 建築土地対策課

課長 佐藤 修 担当 田辺 達也

### (4) みどりの課

統括主幹 勝又 将二郎 主幹 村上 修一 担当 本岡 俊亮

### (5) 廃棄物対策課

課長 佐野 琢哉 統括主幹 鈴木 航司

## 6 議題

選第1号 富士市都市計画審議会会長の互選について

選第2号 富士市都市計画審議会副会長の互選について

審第1号 建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について

審第2号 建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について

富士市都市計画公園見直し検証について

(午後 2 時 0 0 分 開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、令和 6 年度第 2 回富士市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本審議会事務局であります、都市計画課の大野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱いですが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、公開での開催といたします。議事録につきましても公開となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

次に、本日の欠席、代理出席についてご報告いたします。

第 1 号委員の亀井暁子委員、第 3 号委員の中村武志委員から、欠席のご連絡をいただいております。

なお、富士市都市計画審議会運営要領第 5 条において、「行政機関の職員のうちから任命された委員が会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、採決に加わることができる」としています。

この規定により、富士警察署署長中村委員の代理として、富士警察署交通課の望月滝貴様にご出席いただいております。

これにより、本日の出席委員は 13 人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、次第 2、市長挨拶です。

小長井市長、よろしくお願いいたします。

小長井市長

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、令和6年度第2回富士市都市計画審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたび2年間を任期とする都市計画審議会委員をお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

都市計画は、本市のまちづくりを進めるにあたって、非常に重要な分野の一つであり、都市づくりの方向を定めるための欠かすことのできないものであります。

委員の皆様方におかれましては、これからの2年間、都市計画の決定や変更を行うための審議等をお願いするとともに、本市の都市計画行政につきまして、御意見をいただきたいと思っております。

本日は、委員改選後、初めての都市計画審議会でありますので、本審議会の会長と副会長の互選をお願いいたします。

また、ご審議いただく内容は、建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置についてであります。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますとともに、2年間よろしく願い申し上げます。まして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

続きまして、次第3、委嘱状の交付を行います。

本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

市長が皆様のお席にて交付いたします。恐れ入りますが、私がお名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立ください。

市長、お願いいたします。

事務局

浅見祐司様。

小長井市長

浅見祐司様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。

事務局	長橋房良様。
小長井市長 事務局	長橋房良様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 島田肇様。
小長井市長 事務局	島田肇様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 小林武司様。
小長井市長 事務局	小林武司様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 大山勲様。
小長井市長 事務局	大山勲様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 高橋正典様。
小長井市長 事務局	高橋正典様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 太田康彦様。
小長井市長 事務局	太田康彦様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 鈴木幸司様。
小長井市長 事務局	鈴木幸司様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 藤田哲哉様。
小長井市長 事務局	藤田哲哉様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 関明美様。
小長井市長 事務局	関明美様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 平井一彰様。
小長井市長 事務局	平井一彰様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 諸田僚様。
小長井市長 事務局	諸田僚様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。 中村武志様。
小長井市長 事務局	中村武志様、富士市都市計画審議会委員を委嘱します。
事務局	本来、委員の皆様をご紹介申し上げるところでございますが、お手元の委員名簿をご覧いただきまして、ご紹介に代えさせていただきます。

事務局

続きまして、次第4、会長・副会長の互選を行います。

ここで、本会議における議長についてご説明します。富士市都市計画審議会条例施行規則第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますが、本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後の最初の審議会のため、会長が不在となっております。

富士市都市計画審議会要領第4条の規定では、会長が選出されるまでの間、会議の進行は、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、これまでに審議会委員をお務めいただいた方の中から、小林委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

小林委員、議長席へお願いいたします。

臨時議長

皆様、こんにちは。

小林委員

臨時議長を務めさせていただきます、小林です。よろしくお願ひします。

それでは、令和6年度第2回富士市都市計画審議会の議事を進めます。

まず、会議録署名人の指名につきましては、長橋委員、太田委員のお二人に、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、選第1号富士市都市計画審議会会長の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課

都市計画課の野毛です。よろしくお願ひいたします。

野毛課長

それでは、選第1号についてご説明いたしますので、議案書の2ページをお願いいたします。

選第1号は、富士市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、富士市都市計画審議会の会長の互選を求めるもので、任期

都市計画課  
野毛課長

満了に伴う委員改選により、現在、不在となっております会長の選出をお願いするものであります。

お手元の富士市都市計画審議会参考資料集の10ページをお願いいたします。

法令・例規2、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の第4条の規定で、「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする」とされております。

事前配付させていただいております、富士市都市計画審議会委員名簿をお願いいたします。

「学識経験のある者」につきましては、委員名簿中の第1号委員が該当いたしますので、第1号委員の6名の中から、会長を選出させていただくことになります。

選挙の方法につきましては、無記名投票を原則としておりますが、委員の皆様が異議がない場合は、指名推選とすることができるので、互選の方法から議事をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

臨時議長  
小林委員

ありがとうございます。

会長は、第1号委員の中から選任するということでございます。

互選方法については、委員の皆様のご異議がなければ、指名推選とさせていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

臨時議長

それでは、会長のご推薦をお願いします。

小林委員

太田委員

議長。

臨時議長

太田委員、お願いします。

小林委員

太田委員

私から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

会長は、審議会で出された意見を取りまとめて判断いただくことになりますから、都市計画の見識が深く、さまざまな立場の意見を客観的に見ていただける方がよろしいかと思えます。

前期も会長を務めていただいております大山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

臨時議長

ありがとうございます。

小林委員

ほかにご意見はございますか。

それでは、太田委員からご推薦をいただきました大山委員を会長とすることに決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

異議なしと認め、大山勲委員を会長に決定いたします。

これ以降は、議長の職務を会長と交代させていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

事務局

小林委員、ありがとうございました。

それでは、会長に決定した大山委員に議長席にお移りいただき、就任のご挨拶と議事進行をお願いしたいと思います。

事務局

大山委員、議長席へお願いいたします。

大山会長

皆様、こんにちは。会長を務めさせていただきます、大山です。  
よろしくお願いいたします。

平成 30 年より、今回で 4 期目の会長職となりました。普段は山梨県におりますが、生まれは静岡県です。静岡県東部は、親しみのある土地です。富士市の発展に微力ながら貢献していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

選第 2 号富士市都市計画審議会副会長の互選について、事務局より説明をお願いします。

都市計画課  
野毛課長

それでは、選第 2 号についてご説明いたしますので、議案書の 4 ページをお願いいたします。

選第 2 号は、富士市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、富士市都市計画審議会の副会長の互選を求めるもので、現在不在となっております副会長の選出をお願いするものでありますが、こちらにつきましても、互選の方法から議事をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

大山会長

それでは、副会長の互選について、皆様のご意見をお伺いいたします。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

長橋委員

議長。

大山会長

長橋委員、お願いします。

長橋委員

副会長は、いざという時には会長の代わりとなる方です。会長に一任するということがいかがでしょうか。

大山会長

ほかに御意見はございますか。

委員の皆様のご異議がなければ、会長に一任とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

大山会長

それでは、私から副会長を指名させていただきます。

都市計画と関連の強い建築分野において、専門性を発揮しておられる、富士建築士会の小林武司委員に副会長をお願いしたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

異議なしと認め、小林武司委員を副会長に決定いたします。

それでは、副会長に決定した小林委員に、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

小林委員

皆様こんにちは。

ただ今、副会長に選任されました富士建築士会の小林です。

大山会長をサポートし、建築士という立ち位置で、本会の副会長を真摯に努めたいと思います。

よろしく願いいたします。

大山会長

ありがとうございました。

大山会長

以上をもちまして、会長・副会長の互選を終了いたします。  
進行を事務局にお戻しします。

事務局

続きまして、次第5、付議を行います。  
大山会長、小長井市長、会長席の前へお願いいたします。

小長井市長

富士市都市計画審議会会長、大山勲様。  
建築基準法第51条の規定に基づき、次のとおり審議会に付議いたします。  
審第1号特殊建築物の敷地の位置について  
審第2号特殊建築物の敷地の位置について  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局

申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、次第6、富士市都市計画審議会についてです。お手元の富士市都市計画審議会参考資料集をご覧ください。こちらは委員改選時に委員の皆様へ配付する審議会の参考資料になりますので、ここで簡単にご説明させていただきます。

富士市都市計画審議会参考資料集の2ページをお願いいたします。

富士市都市計画審議会についてです。

1 都市計画審議会の設置といたしまして、都市計画は、都市の将来のあるべき姿を決めるものであり、また、土地利用等に関し、住民に義務を課し、権利を制限するものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係者の権利、利益を適正に保護する観点も必要となります。

そのため、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前に、その案について調査・審議することとしています。

2 主な審議事項です。

(1) 都市計画法関係では、アの用途地域や特別用途地区などの地域地区、イの都市計画道路や都市計画公園、下水道などの都市施設、ウの土地区画整理事業や、市街地再開発事業などの市街地開発事業、エの地区計画等が審議事項となります。なお、都市計画決定につきましては市が定めるものと県が定めるものがあり、オの都市計画区域の指定や区域区分、国道・県道の決定など、広域的な観点から定めるものや、根幹的施設等につきましては、静岡県が行う都市計画決定・変更に係る審議となります。これらにつきましても、市の都市計画審議会で審議され、その結果を県の都市計画審議会に意見として提出します。

続きまして、(2) 建築基準法関係のア卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置や、イ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態規制、(3) その他のア景観法関係につきましても各法の中で審議会に諮る旨が規定されておりますので審議事項となります。なお、本日の審議案件は(2) 建築基準法関係のアに関する案件をご審議いただくこととなっております。

3 委員構成です。

市長が任命する 16 人以内の委員で組織され、知識経験者、市議会議員、行政機関及び公共機関の職員並びに公共的団体の役員により構成されています。

3 ページをお願いいたします。

4 審議会の運営等についてです。

富士市都市計画審議会条例及び富士市都市計画審議会条例施行規則のほか、富士市都市計画審議会運営要領を定め、運営しています。会議は、富士市審議会等の会議の公開に関する規則により、原則公開となります。5 近年の開催状況につきましては後ほどご確認ください。

4 ページをお願いいたします。

都市計画決定の手続きの流れになります。

先ほど都市計画決定には市が行うものと県が行うものがあるとお話ししましたが、こちらの流れは市決定案件の場合の流れになります。

まず、①原案等作成で、どのように都市計画決定するのか案を作成します。②原案作成協議においては、県と協議を行います。都市計画決定等の目的や妥当性、技術的事項の検討などについて協議します。それにより③原案を確定し、④説明会や、原案の公告縦覧等を行います。この原案に対して意見がある場合は、公聴会が開催され、公聴会で述べられた意見は、都市計画審議会に報告し、審議されることとなります。併せて、⑤他の行政機関等との調整を行います。これは道路や公園などの都市施設を決定する場合において、将来の管理者との協議を行います。続いて、⑥事前協議ですが、先ほどの説明会や将来管理者との協議を踏まえ、都市計画決定事務を円滑に進めるため、事前に県との協議を行います。事前協議の結果を踏まえまして、⑦案の確定、その案を⑧公告縦覧を行います。

この縦覧期間中にも意見書の提出を受け付けており、提出された意見書は審議会にて審議されることとなります。このような流れを経まして、本日行われています、⑩都市計画審議会開催となります。

審議会に付議され、適正であると判断された案は、⑪県知事協議を行い、⑫の都市計画決定がされます。

以上が、手続きの流れとなりますが、都市計画は将来にわたり住民に対する影響が極めて大きく、土地利用に関する規制や制限を伴うことから、手続きに際しては、説明会や公聴会の開催、意見書の提出など、住民の合意形成を図るように配慮されており、諸々の手続きや協議を重ねたものが、本審議会に付されることとなっております。

6 ページをお願いいたします。

こちらは県決定案件の手続きの流れになります。基本的な手続きの流れは同じですが、原案作成後、③県への案申出で、市は県決定案件について案を申し出る旨、法で規定されています。その後、④原案確定、⑤原案公告縦覧を行います。ここでも同様に意見がある場合には公聴会が開催されます。⑥他の行政機関等との調整、⑦では国土交通大臣の同意を要する案件について事前に中部地方整備局と協議します。事前協議の結果を踏まえ、⑧案確定、⑨案公告を行います。ここでも同様に意見書の提出を受け付け、その意見書は⑩県へ提出されます。これらを踏まえまして、⑪市の都市計画審議会で審議され、結果を⑬市の意見として県へ提出します。その後⑭県の都市計画審議会で審議され、都市計画決定される流れとなります。

以上が都市計画決定の流れとなります。

8 ページ以降につきましては、関連法や条例を記載しておりますのでご一読いただければと思います。

参考資料集の説明については以上となります。

続きまして、次第7、審議案件及び報告案件です。

富士市都市計画審議会条例 施行規則 第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

事務局

大山会長、よろしくお願ひいたします。

大山会長

それでは、審議案件について、議事を進めます。

本日は、2件の審議案件がございます。

審第1号建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について、及び審第2号建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置についてです。

この2件は関連した案件ですので、一括して審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

建築土地対策課

建築土地対策課の佐藤です。

佐藤課長

審第1号及び審第2号につきましては、会長からご案内いただきましたが、同一申請者による隣接する敷地における申請であるため、一括してご説明させていただきます。

本案は、いずれも建築基準法第51条の規定に基づく許可に係る特殊建築物の敷地の位置について、ご審議いただくものです。

まず、本許可が必要な法律上の根拠についてご説明いたします。本日配付しました、右上に議案補足資料とある資料の1ページをご覧ください。

上段の建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされています。

また、ただし書きで「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りでない。」とあります。

建築土地対策課  
佐藤課長

なお、本日の内容は、一般廃棄物に関する許可になるため、県ではなく、市の都市計画審議会の皆様にご審議をお願いするものであります。

アンダーラインの最初のところにお戻りいただきまして、「ごみ焼却場その他政令で定める処理施設」については、中段の建築基準法施行令第130条の2の2第1号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項の「ごみ処理施設」と定められており、下段にあります、廃棄物処理法施行令第5条第1項のアンダーライン部に、「ごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上、焼却施設にあつては一時間当たりの処理能力が200キログラム以上」と規定されております。

本案件は、ごみ処理施設および焼却施設の最大処理能力が、これらの規定を超える能力となりますので、許可が必要となります。

なお、廃棄物の適正な処理、生活環境への影響については、本許可申請に並行して、廃棄物処理法に基づく許可に関する手続きが行われております。

審第1号についてご説明いたしますので、議案書7ページへお戻りください。

建築主である申請者は、株式会社イーシーセンター代表取締役海野幸男様。

敷地の位置は、富士市大野字大野北61番。

用途地域は、工業専用地域です。

敷地面積は、3,349.30平方メートル。

用途は、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設であり、木くず等の破碎施設となります。

続きまして、許可理由についてご説明いたします。

建築土地対策課

佐藤課長

8 ページをご覧ください。

株式会社イーシーセンターは、当地において廃プラスチックや木くず等の産業廃棄物を破砕分別しリサイクルを行うため、平成17年10月に産業廃棄物の破砕処理施設に係る建築基準法第51条の許可を取得しております。

今回、既存の廃棄物処理に加えて、新環境クリーンセンターでの処理が困難な大きさや形状の一般廃棄物である木くずの破砕処理を、富士市が委託することになるため、改めて許可が必要となります。

なお、一般廃棄物とは一般家庭などから排出される廃棄物であり、産業廃棄物とは企業などの事業活動によって生じた廃棄物となります。既存の施設は、産業廃棄物の処理に関する許可を取得しておりますが、一般廃棄物の処理に関する許可がないため、今回の申請は追加取得するためのものであります。

今回の一般廃棄物の想定処理量は、年間あたり1トン程度であり、既存施設の最大処理能力の範囲内で廃棄物処理を行うものであります。

それでは、9ページの議案附図、No.1位置図をご覧ください。

申請地は、富士市内の東部に位置し、赤く申請地と示した場所になります。

用途地域は、濃い水色で示した工業専用地域内であり、付近を流れる一級河川、沼川から北は、市街化調整区域で、農地が広がっております。

申請地への搬入車両は、赤色の矢印、搬出車両は青色で示しており、廃棄物は、主に、敷地の南側を東西に走る都市計画道路である、県道富士清水線を経て運搬され、処理後の残渣の搬出先は、市内にある事業所にてリサイクルされます。

建築土地対策課  
佐藤課長

また、敷地周辺に住宅地はなく、500メートル以内に学校や保育園、病院などの施設はございません。

続きまして、10 ページ、N o . 2 案内図をご覧ください。

申請地は、赤く囲まれた部分で、その他周囲には工場が立ち並んでおり、北側に一級河川、沼川、その先に高架となっている国道一号バイパス線があります。

搬出入経路となる道路は、敷地西側に接する幅員 16 メートルの市道居村上下川原線、これと合流する南側の幅員 15 メートルの県道富士清水線であり、二つの道路が交わる交差点には信号があり、共に通学路と重複する部分はございません。

また、申請地の北側に隣接する「イーシーセンター第 2 ステーション」と標記されている場所は、申請者の株式会社イーシーセンターの別事業地であり、次の審第 2 号議案の申請地となります。各々の事業地は、フェンスで物理的に区切られ、相互に独立した別敷地となっていることを申し添えます。

続きまして、11 ページ、N o . 3 配置図をご覧ください。

赤い線で囲まれた範囲が申請地であり、方位は図面の左側が北となっております。

申請地は、西側、図面では下側になります幅員 16 メートルの市道に接しており、処理施設は青い線で囲まれた工場棟と示されている部分の建屋内に設置されております。

破砕機①は、木くずに廃プラスチック類が接着されたものなどの混合廃棄物の破砕、破砕機②は木くずのみを破砕する施設となります。

車両の搬出入時以外は、原則シャッターを閉め、処理施設を稼動いたします。

建築土地対策課  
佐藤課長

廃棄物は、敷地西側より場内へ搬入され、破砕処理後に、リサイクル工場に搬出されます。また、処理工程において生じる排水はございません。

続きまして、審第2号についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

建築主である申請者は、第1号議案と同様です。

敷地の位置は、富士市大野字大野北60番1、60番2。

敷地面積は、3,215.08平方メートル。

処理能力としては、主に廃プラスチック類の破砕、薬品類など可燃ごみの焼却施設となります。

続きまして、許可理由について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。

株式会社イーシーセンターは、平成24年から、当地において廃プラスチックや木くず等から固形燃料（RPF）を製造してまいりました。化石燃料の代替燃料としてのRPFの需要拡大に伴い、破砕設備を増設し、工場での処理能力を増大させるため、平成27年に破砕の産業廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条ただし書の許可を取得し、その後、平成29年に衣類や布団などについて、一般廃棄物処理施設に係る許可を取得しました。

また、固形燃料として再利用できない可燃系原料を処理するため、令和3年に可燃系産業廃棄物の焼却の産業廃棄物処理施設に係る許可を取得しました。

今回、既存の廃棄物処理に加えて、新環境クリーンセンターでの処理が困難な一般廃棄物のFRPなどの廃プラスチック類の破砕、農薬類などの焼却の処理を、富士市が委託することになるため、改めて、一般廃棄物に係る許可が必要となるものです。

建築土地対策課  
佐藤課長

今回の一般廃棄物の想定処理量は、年間あたり1トン未満であり、審第1号と同様に、既存施設の最大処理能力の範囲内で廃棄物処理を行うものであります。

また、審第1号、2号共、既存の施設のままで、敷地の拡張、建築物等の増改築、処理施設の変更などは一切ありません。

16ページの議案附図、No.1位置図の説明は省略させていただきます。

続きまして、17ページ、No.2案内図をご覧ください。

こちらは先ほどの第1号議案の第1ステーションの北に隣接しております。

続きまして、18ページ、No.3配置図をご覧ください。

赤い線で囲まれた範囲が申請地であり、方位は図面の左側が北となっております。

申請地は、西側、図面では下側になります幅員16メートルの市道に接しており、処理施設は青い線で囲まれた工場棟と示されている部分の建屋内に設置されております。

破砕機③は、廃プラスチック類のみの破砕、破砕機④は塩化ビニール系の廃プラスチックを破砕する施設となります。

中央付近にあります焼却施設にて農薬類を含む可燃ごみの焼却を行います。投入口や炉の一部は建屋内にあり、残りの排気の冷却施設などの部分は屋外に設置されております。焼却施設につきましては、高温燃焼によりダイオキシン類の発生を抑制し、フィルターなどで大気汚染の防止を図っております。

なお、焼却過程で発生した温水を利用して発電を行い、施設の電力として使用しております。

建築土地対策課  
佐藤課長

車両の搬出入時以外は、原則シャッターを閉め、処理施設を稼動いたします。

廃棄物は、敷地西側より場内へ搬入され、処理後、リサイクル工場及び最終処分場に搬出されます。また、処理工程において生じる排水はございません。

最後に、審第1号議案及び審第2号議案の本計画による周辺に及ぼす影響について、主なものをご説明いたします。

この計画に伴う交通への影響については、搬出入経路である南側の県道富士清水線の交通量が、一日あたり約1万2千台に対し、一般廃棄物の搬入が、年間で数回程度の見込みであることや、前面道路に関しましても、場内に車両の待機スペースがあることから、影響は極めて少ないと考えております。

生活環境への影響についても、工業専用地域であり、周辺に住宅がなく、学校、病院などの施設も存在しないため、影響は極めて少ないと考えます。

また、施設の設置時に廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、その結果において、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質に関して、周辺の生活環境に与える影響が軽微なことから、環境の保全に配慮した事業と判断しております。

なお、今回の計画について、関係地区の住民及び周辺企業に対して事業計画を説明し、ご理解を得られております。

以上のことから、施設の周辺に及ぼす影響が少なく、周辺の土地利用状況などにより、本施設の敷地の位置は、都市計画上支障がないと認められるため、許可したいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

大山会長

ありがとうございました。

大山会長                    それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員                    説明を聞いたところ、周辺環境としては、500メートル以内に学校病院等の施設がないこと、用途地域が工業地域だということ、周辺住民等への計画の内容は、すでに説明されており理解を得ているということは理解しました。

一点質問したいです。県道富士清水線まで至る市道居村上下川原線は、図面上では幅員16メートルになっているが、これは、県道まで交差する地点までが16メートルなのか、搬出入車両が安全にすれ違うことができると考えていいのか教えてください。

大山会長                    この質疑について、ご説明をお願いします。

建築土地対策課            建築土地対策課の田辺です。

田辺主査                    西側にあります市道につきましては、道路用地として16メートルの幅員が県道まで続いています。ですから、相互通行可能となっております。

鈴木委員                    それならば、許可基準を満たしていると考え、個人としては許可に賛成です。

大山会長                    配付した図面が古かったのでしょうか。

建築土地対策課            こちらの図面は、白地図から作成しており、道路の一部が舗装されてない部分もありますが、道路用地は確保されております。

大山会長

ほかにご意見はございますか。

関委員、お願いします。

関委員

審第1号についてお伺いさせていただきます。

一つ目は、木くずの処理を、今回改めて市から受託することですが、木くずは、具体的にどのようなものを想定しているのかということをお教えいただきたいです。

また、先ほど説明の中で、搬入頻度は年に数回ということでしたが、木くずだけで構いませんので、およそ年に何回の搬入を想定しているのかを改めて教えていただければと思います。

廃棄物対策課

廃棄物対策課の佐野です。

佐野課長

現在、新環境クリーンセンターにおいては、厚さ10センチ以上の木製品は、市では受け入れていないため、大興製紙様に処理のご協力をいただいております。

木くずとして想定している物としては、白や将棋盤、木彫りの置物です。これらは、厚さ10センチ以上ありますので、市では回収できない物です。

実際、集積所にこのような物が出されてしまうケースが時々あり、それらを回収してきて、まとまりましたら、事業者へ処理をお願いしておりました。

今年は、まだそのような事例はございません。

昨年は1回、木くずの搬入しておりまして、トータルで360キロ搬入しました。

関委員

想定している木くずについてはよく分かりました。また、昨年だけでも、搬入は1回程度ということで、非常に少量だということも分かりました。

関委員

許可となった場合は、一般廃棄物の搬入が、ECセンターに搬入可能になるということだと思いますが、そうすると例えば、災害時に、災害で発生した瓦礫等を、ECセンターへ搬入することが可能になるという解釈でよろしいかお伺いします。

廃棄物対策課  
佐野課長

災害時はもちろん、新環境クリーンセンターで不測の事態があった時に、事業者一般廃棄物の処理をお願いできるという認識です。施設を運営する市当局の立場として、このような事業者が市内にあることは、非常に安心できる心強い施設だと考えております。

関委員

説明の中で、今日この計画案が出される前に、周辺住民の方にご説明をしていただいているという話でしたが、私が町内会長にお電話で話を伺ったところ、この件はご存じない様子でした。

その方は、今回新たに追加される範囲は小さく、ECセンターへの搬入量が少し増えても大丈夫だと仰っていたが、災害ごみとなると、周辺に与える影響もあるかと思しますので、住民の方には丁寧な説明をお願いしたいです。

大山会長

この件についてコメントいかがでしょうか。

廃棄物対策課  
佐野課長

災害時や不測の事態が起きた際には、地域の町内会連合会等に説明した上で、処理を委託していきたいと考えております。

大山会長

ほかにご意見はございますか。

藤田委員、お願いします。

藤田委員

一点お伺いします。

藤田委員 先ほど、関委員の質問の中で、搬入は年に数回程度で、周辺交通への影響は少ないというお話でしたが、それは、あくまでも富士市からの受託の回数のみで、一般的な営業をしている時の、全体の搬入回数の予測についてお聞きしたいです。

建築土地対策課  
田辺主査 現在は、産業廃棄物のみの受け入れとなっています。詳細については、一日あたり、搬入が、4トントラックで10台程度、搬出が、10トントラックで1台が稼働しています。年に4回程度の搬入を見込んでいるため、微増程度と考えています。

藤田委員 了解しました。

大山会長 今回の内容は、産業廃棄物についてですが、一般廃棄物の受け入れは、市からの受託以外は想定していないという認識でよろしいでしょうか。

廃棄物対策課  
佐野課長 一般廃棄物については、市からの委託のみですので、交通に掛かる負荷は少ないと考えております。

大山会長 ほかにご意見はございますか。

大山会長 それでは、質疑、ご意見を終了とし、お諮りいたします。

審第1号建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について及び審第2号建築基準法第51条の規定に基づく特殊建築物の敷地の位置について原案どおりで異存がないと思われま

す。  
本案件について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

大山会長

ご異議ありませんので、原案どおりといたします。  
それではここで、5分間の休憩をはさみます。  
午後3時より再開いたしますので、席にお戻りいただくよう、  
お願いいたします。

(午後3時 再開)

大山会長

皆様席にお戻りでしょうか。  
それでは、審議会を再開いたします。

続きまして、報告案件の富士市都市計画公園見直し検証について、事務局より説明をお願いします。

みどりの課

みどりの課の村上と申します。

村上主幹

私からは、都市計画公園見直し検証結果および吉原公園の区域一部見直しについて、ご報告をいたします。

検証の流れをフローにしておりますが、令和5年度3月の本審議会におきまして、未完成となっている都市計画公園について、現決定計画を維持するのか、見直し対象とするのか、振り分けに関する所と、案をつけた変更、廃止候補の選定結果についてご報告させていただきました。

本日は、その後実施した地権者への意向調査から、住民説明会を終えた現段階までのご報告をさせていただきます。

はじめに、都市計画公園見直し検証にかかる前回までの報告概要です。

本市の都市計画に定められた公園のうち、検証時点で34公園が未着手区域を含み、未完成の状態が長期に渡っております。この

みどりの課  
村上主幹

見直しにあたり、令和5年3月に富士市都市計画公園見直しガイドラインを定め、検証や個別調査を進めたところ、前回の本審議会報告時点で、案としておりますが、廃止候補を8公園、変更候補15公園、現決定の維持4公園として振り分け、ご報告いたしました。

なお、上段の対象外7公園とは、既に8割以上の整備が進んでいる6公園と、静岡県の実備する富士山こどもの国を指しております。

本日の報告内容は、下側の赤い囲みの中、関係者等への意向調査を実施した結果と、その後の住民説明会についてです。個別調査を経て廃止候補8公園、変更候補15公園としましたが、意向調査の結果、廃止候補を7公園、変更候補を16公園として、住民説明会を開催いたしました。意向調査の結果、変更とした経緯については後ほど説明いたします。

現段階で手続きを進めている廃止候補7公園と、一部決定区域を見直す吉原公園の配置図です。

本日は、スライドに示す3点についてご説明いたします。

1 検証結果です。

まず、市の実施した個別調査の結果による廃止候補の案、8公園の配置図です。次のスライドから、各公園の状況を航空写真で見て行きます。

はじめに、香梅公園です。防災やレクリエーション機能を代替する小学校、中学校が近くにあり、計画区域内の宅地化率は、検証開始時点で65パーセントです。なお、開設済みの港公園が近く、誘致圏が重なっております。

みどりの課  
村上主幹

福寿公園です。都市計画に定める居住誘導区域の外に配置されており、区域内の宅地化は78パーセントです。

蓼原公園です。居住誘導区域外であり、浸水した場合の水深が深く、被災リスクは高いものがあります。宅地化率は66パーセントです。

貫井公園です。居住誘導区域外で被災リスクも高いものがあります。宅地化率は83パーセントで、計画区域内には水道施設がありますので、実現性としても低いものがあります。

弥生公園です。機能代替する中学校が近く、周辺に開設済みの公園が多く配置されております。宅地化率は96パーセントですが、その多くが神社地となっております。

舟久保公園です。こちらは計画区域内に中学校があり、移転などの難しさから、実現性として低いものがあります。宅地化率は59パーセントです。

吉原東公園です。こちらも居住誘導区域外であり、被災リスクが高く、防災に寄与する可能性は低いものがあります。

富士川公園です。居住誘導区域の外や、防災に寄与する可能性などの整理をしておりますが、計画区域としまして、一級河川、富士川の河川内に位置しております。

これらの廃止候補案とした8つの公園について、計画区域内の土地地権者を対象とした意向調査に進みました。

都市計画の見直しには、3つの方向性があります。

まず、現決定を維持するもの。次に、計画を変更するもの。そして、計画を廃止するものです。本来であれば、変更や廃止といった、現在の計画を見直すものを一様に進めることが望ましいのですが、変更の場合、変更すべき内容が、規模や位置など、公園ごとに様々であり、これらを計画立て、地域との合意形成を図

みどりの課  
村上主幹

るためには、更に時間をかけて丁寧に進めるべきであると考えました。

その反面、都市計画決定の継続は、事業着手されない公園区域内の制約が継続することであり、土地利用への影響、特に区域内の地権者に影響が生ずるものであります。

よって、今回の検証は、市民への制約解除を最優先。まずできることを最優先とし、比較的短期間で手続きを進めることができる廃止公園。これを選定することを目的としました。

意向調査の概要です。廃止候補案の8公園について、計画区域内の土地地権者を対象に、現況や見直しに対する考えなどを伺いました。

検証から選定された8公園は、いずれも未着手、整備率0パーセントではありますが、富士川公園には計画廃止に対する賛成が得られず、今回の廃止を見送ることとしました。

なお、公園に対する検証や評価は、客観的かつ合理的に実施されており、評価自体が変わるものではありませんが、計画変更に向けた合意を形成するには、もう少し時間をかけて丁寧な説明が必要ではないか、との判断です。

調査の状況です。アンケート配付後には多くのお問合せをいただき、都市計画に決定された公園や、区域内にかかる建築制限など、個別に説明をいたしました。その際、「共有名義のため代表のみ回答する」、現況を分譲地内の公衆用としている不動産関係の方からは「回答を辞退する」といった返答をいただきました。

無記名で実施しておりますので、回収率に関する要因の特定には至らないのですが、この回答結果により検討を進めました。

みどりの課  
村上主幹

計画廃止に対する考えです。廃止について、多くの公園で半数以上の賛成を得ておりますが、一番下の富士川公園については、賛成が得られませんでした。

賛成の方からは、「この場所に新たな公園を整備する必要性を感じられない」、「住環境が変化するのではないか」、との意見を頂きました。また、企業が多く立地する吉原東公園や、ここ数年で急速に宅地化が進んでいるような公園では、「建築行為の制限解除」についても意見がありました。

反対と回答された方です。公園の基本的機能ではありますが、「住環境の改善が図られるため廃止は反対」、との意見をいただきました。賛成の方の、「いまの住環境を変えないでほしい」、の対になるところでもありますが、住環境にかかる側面としては、機能を代替する施設として、周辺の公園や広場を確認しております。

その他の方は、「どちらがよいのか判断がつかない」。公園の整備が、「自分の生活に大きな影響はない」、といったものでした。

ここまでの検討において、7公園を廃止候補案としましたが、広く市民との合意形成を図るとともに、先のアンケートで廃止の判断がつかないと回答された方や、無回答の方にご理解いただく場として、住民説明会を開催しました。

そのため、市の広報紙やウェブサイトでお知らせするとともに、意向調査を実施した地権者には、個別に開催のお知らせを送付しました。

7公園の廃止、富士川公園については今回の見送り結果を説明しましたが、開催した各説明会において、概ね理解が得られました。

みどりの課  
村上主幹

説明会は、令和6年8月から9月にかけて、7会場、各2回ずつ開催しております。なお、全体的な説明に加え、会場ごと、隣接する地区に計画された公園の検証に重点をおき、説明を行いました。

開催状況です。左は8月29日、15時から、右は9月5日、15時からの説明会の様子です。建築制限にかかる質問が多くあり、質疑の少なかった会場でも、終了後には多くの方に個別で説明、補足などをさせていただき、ご理解をいただきました。

検証のまとめです。未着手、未完成となっている都市計画公園34公園から、検証、個別調査、意向調査と住民説明会を経て、廃止候補案7公園を選定しました。

7公園の位置です。向かって左、西側から、貫井公園、福寿公園、蓼原公園、香梅公園、弥生公園、舟久保公園、吉原東公園です。

次に、吉原公園の区域一部見直しについてご報告いたします。位置図です。吉原商店街の北、和田川沿いに位置しております。

吉原公園は、昭和34年に都市計画決定された面積1.9ヘクタールの近隣公園です。公園の整備は概ね済んでおりますが、区域の西側、傾斜の大きいがけ地の一部に未整備区域が残されております。

すでに整備、開園している部分により、当該公園に求められる機能は充足しておりますので、この区域、0.023ヘクタールを都市計画公園区域から削除するものです。

みどりの課  
村上主幹

区域図です。向かって左、西側は、周囲の等高線からも傾斜の大きさが見て取れるかと思えます。

住民説明会では、隣接する地区を9月3日の今泉、吉原地区の回として、個別にクローズアップした説明を行い、全体説明会とも合せて、皆様にご理解をいただきました。

今後の進め方です。

現在、都市計画変更にかかる原案作成を進めており、本日は、意向調査以後の進捗について、中間報告をさせていただきました。

想定するスケジュールですが、令和7年度初旬には、変更原案の縦覧を行い、公聴会を開催。変更案の確定に進んでいきます。

その後、原案の公告、縦覧を経て、令和7年度1月の本審議会におきまして、ご審議いただくよう計画しております。

なお、説明中にも申しましたが、速やかな制約解除というところを捉えまして、手続きにかかる各業務は切れ目なく進めたいと考えており、可能でありますれば、時期を前倒してのご審議、審議会上程も検討をしております。

いずれにしましても、その後の県知事協議を経て、令和7年度内には都市計画を変更させていただく予定です。

私からの説明は以上となります。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

大山会長

以上をもちまして、本日の審議案件及び報告案件は終了となります。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、次第 8、講演です。

資料 2 をご用意ください。

本日の審議会は、委員の改選後、初めての開催となります。

そこで、都市計画とはどのようなものか、事例等を紹介していただきながら、山梨大学大学院総合研究部生命環境学域教授大山勲様より、ご講演をいただきます。

簡単ではございますが、大山先生をご紹介いたします。

大山先生は、静岡県静岡市、旧清水市のお生まれです。大学院では、主に景観まちづくりや観光まちづくり、地域計画・都市計画を研究され、ご教鞭をお執りになられています。

また、第 6 次富士吉田市総合計画の中期見直しや山梨県甲斐市の都市計画マスタープラン策定に委員として参画されたほか、富士吉田市都市計画審議会会長、笛吹市景観審議会会長、山梨県景観アドバイザーなど、多くの公的機関の委員を歴任されております。

本市では、平成 28 年から都市計画審議会委員を、平成 30 年からは、会長をお願いしております。

本日は都市計画の基礎と課題と題しまして、お話をいただきます。

それでは、大山先生、よろしく願いいたします。

(大山会長 講演)

事務局 大山先生、どうもありがとうございました。

鈴木委員 3月26日どのような案件が付議されますでしょうか。

事務局 次回は、付議案件はございません。報告案件が3件ほどございます。

鈴木委員 先日、新病院建設特別委員会を傍聴していましたら、線引きの話が出ていました。それは、都市計画審議会にかかる前に話が出て良いものなのかと思いましたがいかがでしょうか。

都市計画課  
野毛課長 おそらく、用途地域の見直し等が必要になるという話かと思われます。

現況として該当地域には、高度地区の規制がかかっており、建物の絶対高さが20メートルに規制されてます。

ただ、現況の病院建物は、30メートル以上の高さがあり、既存不適格という扱いです。

今後、新病院を建設するにあたっては、いくつか都市計画の変更が伴うという話があったと思います。そのような変更しないと上手く施設建築ができないという話だけで、まだ詳細設計等も進んでいない段階です。

現在も、新病院建設準備室と都市計画課において、様々な協議を進めています。ある程度の案がまとまり次第、審議会にかける前にご説明させていただきたい思っています。

鈴木委員 急に近隣商業地域を変えるという話が出たとき、都市計画審議会を軽視しているのではないのかと思ったため、苦情として申し上げます。

都市計画課  
野毛課長

庁内で足並みを揃えるため、勇み足にならないように新病院建設準備室とは話をしておりますが、委員の今日のご意見を尊重させていただきます。

事務局

次第9、その他といたしまして、次回の都市計画審議会についてご案内申し上げます。第3回目の審議会を令和7年3月26日水曜日に開催を予定しております。開催通知等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回富士市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

(午後4時 閉会)